

○岩沢座長 それでは、「第三国定住に関する有識者会議（第13回）」を始めます。

資料1の議事次第をご覧ください。議題が4つありまして、前回からの続きですが、定住地域の選定、受入れ条件、受入れ対象者、受入れ人数ということになっています。

議題（1）定住地域の選定に入っていきたいと思います。前回、定住地域の選定について御議論いただきましたけれども、幾つか選択肢があると思います。第1番目として、既に受入れをお願いしている自治体。第2番目として、多文化共生が進んでいる自治体。第3番目として、受入れを希望する自治体、その他受入れにふさわしい自治体というカテゴリーもあり得ると思います。第1と第2については、これまで自治体との意見交換などをしまして御意見を伺ってきたところなのですが、今後、将来の受入れを考える際には、第3番目の受入れを希望する自治体、受入れにふさわしい自治体というカテゴリーについても考えていくことが必要なのではないかと思います。

前回の会議で池上委員のほうから、受入れにふさわしい自治体として、大学がある自治体、あるいはコミュニティが集中している東京までアクセス可能な自治体といった御意見をいただいているのですが、どのような自治体が受入れ自治体としてふさわしいか、あるいはその自治体をどうやって発掘していくかということについて御議論いただければと思います。

受入れを希望する自治体あるいは受入れにふさわしい自治体をどうやって発掘していくか、あるいはどのような自治体が受入れ自治体としてふさわしいのか、というあたりを御議論いただきたいと思います。いかがでしょうか。前回の続きで、池上委員、何かありますか。

○池上委員 池上です。

まず、議論に入る前に、今日のこの議論のスコープについて確認させていただきたいと思います。幾つかアイデアを出せばいいということなのか、アイデア出しにとどまらず、具体的な候補となる属性まで絞り込んでいく必要があるのか、あるいはその上でさらに少し具体的な自治体の名前まで話題にする必要があるのかどうかというところを共有したいと思います。あと何回かしか全体の議論がない中で、どう位置付けるか。

○岩沢座長 とりあえずいろいろ意見を出していただければと思うのですけれども、具体的な名前まではまだないかもしれません。

○池上委員 では、先ほど座長から2つ、前回私が出した視点を改めて御紹介いただきましたので、そこを少し膨らませる形で発言したいと思います。

私の発言の意図は、例えば大学があるところの中から絞るということではなくて、仮に幾つかの候補地が挙がってきたときに、その自治体にこういった地域連携に積極的な大学があるかどうか。あるいは、その自治体ではなくても、アクセスが比較的しやすいところ。それは、学生たちがアクセスするという意味ですけれども、学生たちがアクセスするのが比較的容易な場所に地域連携に熱心な大学があるかどうかということは、判断していくときの有力な基準の一つになるのではないかと私が考えているということでした。

それから、同じように、東京など難民たちのコミュニティのあるところへのアクセスというのも、それが必須の第1条件というのではなくて、幾つか候補地が挙がったときにアクセスしやすい場所のほうが、きっと難民たちにとっては心のよりどころになるのではないかという趣旨の発言です。

それから、前回の私の発言の中で人を掴むということについて、今の段階ではそういう悠長なことを言っているタイミングではないのだという議論もありました。全くそのとおりだと思う一方、役所の中で誰かを動かしていくときに、比較的熱心に動いてくれる人と、それに呼応する首長のイニシアチブというのもとても重要じゃないかなと思います。そう思いますという根拠がありまして、私が少なからずかかわっている静岡県磐田市を見てみると、これは日系人の受入れですけれども、非常に熱心な自治会長さんがいらっしゃいました。その方が市役所に働きかけたとき、担当課長がそれを正面からしっかりと受けとめて動いていこうとされた。

さらに、そのときの首長が多文化共生の課題について非常に理解があった人であったということで、幾つかの幸運な条件でありますけれども、ヒューマンファクターがうまく噛み合ったときに一気に事が動くというのを、私自身見ていますので、人を掴むというところも、あの街にはこんな人がいるかもという情報も視野に入ってくるのであれば、判断の材料にしたいということです。ただ、何度も言いますが、私が申し上げたのは幾つか挙がってきたときの判断材料ということであって、その網で投げたときに具体的に幾つかの自治体が挙がってくるものではないということを改めて申し添えておきたいと思います。

○岩沢座長 自治体の委員の方はいかがでしょうか。受入れ地域の選定ということで、どのような自治体が受入れにふさわしいかという観点で、太田委員ないし関根委員から御意見いただければと思います。

○太田委員 前回の続きにもなりますけれども、難民の人たちがそこに定住していくということは、それぞれの生活環境の中で、例えば住宅とか学校、保育所、それからある程度公共交通機関があるということが、長く定住するためには必要な条件であろうと思います。

それから、自立した生活を考えるということになると、実際にそこで就労ができて、その収入で住み、暮らしできるような住宅の家賃相場といったものも考える必要がある。これは、東京という中ではちょっと難しいのかなと思っています。

もう一つは、池上委員がおっしゃっているように、大学とか、そういった地域のいろいろなリソースと連携できるというのは、望ましい姿ではないかなと思います。私自身が考えるに、早急に受入れ自治体を決めなければならないことになれば、地域のほうでの地域課題とうまく噛み合う必要があるのかなと。要は、自治体で受入れる際の、意義は分かるけれども、なかなか踏み切れないというところで、地域の課題と結びつくようなメリットが自治体の側にあれば、それは乗り越えられていく話なのかなと思います。

そういう意味では、そういった地域課題を、前回の神山本部長のお話にもありましたが、広域な都道府県の中で、こういう自治体ではこういう課題を抱えていて、そこでマッチン

ができるのではないかという情報を都道府県単位で持っている。都道府県がコーディネートすることによって、例えば県営住宅とか、都道府県で持つ予算を配分できるような形での自治体への支援というものができるとはのではないかと、都道府県に働きかけるというのが一つの手かなと思います。

○関根委員 三郷市は第2陣を受入れているということで、第三国定住難民の大半が三郷市にいらっしゃるというところですが、今まで条件をるるいただいているお話としては、三郷市はその条件に十分適っているかという、決して十分ではないと思っています。そういう中では、実質的な部分としては、ある程度の基盤があればどこでも受けられる状況になるかと思っています。

そういう中では、今、太田委員からありましたように、自立の可能性という部分が将来的な展望としては大事かと思っておりますので、三郷市にあった場合もそうだったようなのですが、職場が決まるということが第1条件となって、あとはそこに付随する形で決まっていたというのが現況的にありますので、その職場に通える範囲内で定住することを前提に、生活基盤の支援、RHQさんの支援が主になると思いますけれども、そういったことや、また日本語教育の支援を地域とうまく連携して行っていけば、逆にかなり幅広いところで今後の展望として受けていけるのではないかと、考えとしてございます。

○岩沢座長 鈴鹿市から国に対しての支援の要望とか関与の要望がいろいろ出ていますけれども、事務局から御紹介いただけますか。

○中村参事官 鈴鹿市から作成していただいたものが資料2でございます。それぞれの絵の下に御説明もいただいております。ここにRHQの記載が随分ありますので、後ほどRHQのほうから補足的に御紹介いただければと思います。

○岩沢座長 では、鈴鹿市の取り組みについてRHQから御説明をお願いします。

○RHQ(神山) 今、参事官からご説明がありました、資料の補足ですが、それぞれ図示された下に説明書きがある中で、幾つかRHQについての言及がありますので、そこを説明します。

RHQとしましては、鈴鹿市への難民受入れが行われた当初から、鈴鹿市の行政当局、事業所、雇用主、学校、自治会などと情報を共有したり、連携に努めていくといった観点から、東京の本部から職員を派遣しまして難民家族への支援を行うように努めてきたところではあるのですが、いろいろと至らない点もあって、地域の関係者の皆さんに御迷惑をおかけした部分も多々あったのではないかと反省しているところであります。

第1陣を受入れてくれた鈴鹿市ですが、受入れ2年目からは地域に根差している方を地域定住支援員として配置して、難民家族に直接接する形での支援を展開してきたところですが、なお十分ではない面もあって、RHQと鈴鹿市の関係者の方々との間に信頼関係がなかなか築けなかった面も否めなかったということは、RHQとしても真摯に受けとめて反省しているところであります。

一方で、時の経過がありまして、RHQとしても新体制をもって鈴鹿市の難民家族の支援に

当たることにしました。私の着任が今年2月18日でありましたが、早速鈴鹿市に行き、これまで2回ほど赴いていますけれども、支援にかかわる人たちにRHQの今後の取り組みを報告するとともに、鈴鹿市の関係者の皆さんとの信頼関係を大切にしていきながら、引き続き支援を進めていきたいということを説明しまして、理解を求めてきたところでもあります。

そうした中、この資料の図の下のところネットワーク会議という説明があります。ネットワーク会議と名称を改め、云々というくだりがありますけれども、先月には鈴鹿市における支援関係者による第2回のネットワーク会議が開かれまして、RHQから職員が参画しました。こういった形により、関係者とのより一層の連携を図っているところでありまして、引き続きこうした取り組みを継続していくという状況にあります。

○岩沢座長 ありがとうございます。

この定住地域の選定という問題に関係しまして、これまで何度か出てきた論点あるいは問題点として、受入れ自治体への情報提供が遅いという点が出てきたわけですが、御経験から三郷市、この点で何か御発言ございますか。

○関根委員 情報提供に関しては、さかのぼるところ、三郷市への受入れ準備の段階というお話に尽きてしまうのですが、そういう中では当然クラス編制、教員の加配の関係、保育所の入所と、さまざまところで急遽の対応ということがありました。そういう中では、早ければもちろんより十分な対応ができるということでもありますけれども、情報が遅いというのは二次的な部分で、本質的な部分とはちょっと違った議論になるのかなというのが率直なところです。

○岩沢座長 ありがとうございます。ただ、情報提供が遅いという部分につきましては、これまでの状況をまとめますと、つまり現行としては、就労先をまず決める。特に母親の就労先と、それに伴って保育所を決めて、それに基づいて自治体を選定しているということのために、受入れ自治体に連絡が行くのが2月以降になってしまって、それで学校とか保育所、あるいは新年度に向けての体制づくりが間に合わないことになっているという問題が指摘されてきたと思います。

就労先というのが基本だということは、今、御指摘があったとおりでして、自立して生活していく以上は、確実に就労先を確保するということが必要だと思うのですが、他方で自治体への連絡をなるべく早めるということができないものかどうかを考えないといけないと思うのです。RHQで可能な方法とかを御検討いただいていると伺っているのですが、いかがでしょうか。

○RHQ(神山) 我々の中の議論なのですが、まず就労先が確保されて、次に住居が確保されて転入する自治体が決まっていくというプロセスのままですと、結論的には明示的に何月時点で定住先自治体が決定すると限定することは難しいのではないかと思います。就職の決定については、職業相談員により早期に就職候補先を開拓するという一方で、一層努力する。これは、すなわち見学先とか体験先を絞り込むということで、就職先が決定する時期を若干前倒しできる可能性はあるのではないかと思います。大筋

で言うと、冒頭に申し上げましたとおり、就職先が確保されて、次に住居ということだと、これまでのプラクティスから大幅に前倒しして決められるかということについては、容易ではないと思いますね。

第1陣、第2陣とRHQも経験を積んできていますけれども、そもそも日本での生活経験、就労経験がない難民ですから、入国後、生活もまだ落ち着いていない中で、あまり性急に職場見学や職場体験を前倒しし過ぎる形で実施することが果たしていいのかどうか。前倒しし過ぎることによって雇用の行き違いにならないように留意する必要もあるのではないか。これは、主に第1陣についての反省かと思います。現実的に考えると、若干前倒しできる可能性は残しつつ、今のこの流れのままにとどまると、大幅な前倒しというのは容易ではないのかなと思われま。

○岩沢座長 ありがとうございます。自治体への情報提供をなるべく早くすべきだということは、おそらく御異論はないと思うのですが、他方、就労先をできる限り早期に決める必要があるということですが、現実的には今、御指摘のような問題があると。そういうもろもろの条件の中で、可能な限り就労先を決め、その結果として受入れ自治体への情報提供もなるべく早くすることになろうかと思えます。

このあたりも含め、最初に御提示した、受入れ自治体としてどのような自治体がふさわしいか、あるいはそういう自治体をどうやって発掘するか。そして、今の受入れ自治体への情報提供の問題があります。これまで御意見をいただいているほかに委員の方も含めて、いかがでしょうか。

○石井委員 以前から何度か言及させていただいていると思うのですが、国際的に見れば、自治体のほうから手を挙げられるような仕組みに持っていくこと重要だと思っています。どこまで今の日本の法制度の中で可能なのかは、私もあまり詳しくは分かっていませんし、交付金という方法でのお金の流し方が難しいのかとかあると思いますが、基本的に自治体が主になって受入れ方針を考えていただくことは、そこに誰が加わるにしても、ここにあるように鈴鹿市さんのネットワーク会議みたいなものは本当に重要だと思っていて、私たちNGO数団体で提案させていただいているのも、形としてこんな形で、ここに可能であればNPOや日本語教室のような各種学校、場合によっては宗教関係の教会や寺みたいところが混じってみんなで支えれば、地域で支えられる理想的な形ができる。そのためには、ある程度オーナーシップを持って、やりたいと思ってくれる自治体が手を挙げてくださるのが一番いいかなと思っています。

特に、国に求めることの中では、役割の明確化とか、最後にあるさまざまな支援に必要な経費負担ということがあると思います。ここに何とかきちんとした資金が流れる仕組みさえあれば、自治体主導でやる試みをするのが、言ってみれば自然ではないのかなと私は前から思っていたので、それが本当に不可能なのかどうかというところをもう一度お伺いしたい。それが完全に無理となるのであれば、別の方法を考えるしかないと思います。

考えられると言っている方、興味を持っているというようなNPOさんや自治体

の声を聞いたときには、いわゆるインセンティブなしには難しい、勇気のある自治体職員さんでも上を説得できませんというお話にどうしてもなってしまう。きっと興味は持ってくださいなのですが、今、興味止まりになっている状況は、残念ながらそういったところがあるのではないかと。だから、インフラの部分は大事ですけども、それよりはやっていくという意思が、その地域コミュニティなり、一定の産業分野でもあると思うのです。

そこがいろいろ働きかけて、地元でボランティアにやってくれとあるんですけども、どうしても経費の部分で、全て自治体持ちでは難しいということが一番のネックではないのかなと思っているのです。

○池上委員 最初のころ、どういうふうに入らせてくださる企業を選定していったかという詳細なプロセスを私は分かっていません。その上での質問なので、場合によってはとてもナイーブな質問になるかもしれません。先ほど太田委員から都道府県の仲介する役割が大きいじゃないかというお話をいただいて、私も静岡県に住んでいる立場から、それはもったいなことだなと考えます。具体的に個別の市町に声をかけていくというよりも、都道府県の担当部局にこのプログラムを理解してもらって、そのときに難民に伝えることと全く同じですけども、メリットと、しんどいこともありますよという情報をきちんと伝えた上で、仲介していただくような役割を期待できるのではないかと考えています。

そのときに、都道府県の方は市町へ話をするのかなと思うのですけれども、一方で、もしかすると受け入れ先の企業開拓・発掘するというところで、各県の商工会議所連合会というものがある、そういうところに話を持っていったりするのかと、ちょっと思っているのです。たまたま静岡県の場合は、多文化共生の審議会会長が学識経験者ではなく企業経営者で、それはずっと前の会議のときから、県の商工会連合会のトップ。そして、静岡県は西部・中部・東部の3つに分かれるのですが、そこにはその3つのエリアの商工会議所のトップが入っているのです。

ですから、例えばもし静岡県であれば、構図をイメージしてみると、静岡県の多文化共生課にこの話が行って、静岡県多文化共生課が市町の幾つかに当たってみる。一方で、商工会議所連合会の会頭に話をして、ここから先はそちらの組織の中ですけども、例えばこういう労働力を必要としているような業種、職種、エリア、街を当たっていただく。

具体的に会員企業はないだろうかという話に、ビジネスはビジネスのレベルで話が進んで、市町のところとうまく調整できて、この会社が難民の方、家族を受け入れたいと言っている。その街もオーケー。国とちゃんと役割分担して、サポート、ちゃんと見てくれるのであればオーケーと落とし込めるのかなという気がちょっとして、今、聞いていたところなんです。そのとおりうまくいくかどうか分からないのですけれども、商工会議所連合会というのが各都道府県にあると思うので、そことうまくリンクできればというのが私の今の発言の趣旨です。

○岩沢座長 ありがとうございます。

定住地域の選定については、特にここで結論を出すということは考えておりませんので、

非常に貴重な御意見をいただきまして、具体的なアイデアもいただきましたので、ありがとうございました。

ただ、先ほどの受入れ団体への情報提供を早くしたいということについては、もしこの中で確認ができれば、要望として確認したいと思うのですけれども、今、現実的にはいろいろ条件・制約があるということでしたので、可及的速やかにというぐらいしか言えないと思うのですけれども、なるべく早く受入れ地域を選定して、それで自治体にも通知する。それを目指すということで、まとめさせていただいてよろしいでしょうか。どうやって選ぶかというのは、今、御意見を頂戴しましたが、貴重な御意見として承っておきます。

(了承)

それでは、議題(2)に移らせていただきます。受入れ条件になりますが、UNHCRから第三国定住の受入れについて御説明いただけるということだと理解しているのですが、よろしいでしょうか。

○UNHCR(小尾) こちらは既に最初のころから共有させていただいておるところでございますので、再度長く説明させていただくという必要はないのかと思いますが、今回、「UNHCR受入国に提出する第三国定住候補者のカテゴリー」というパワーポイントを提出させていただきました。

御承知かと思いますが、第三国定住で難民の方を受入れてくださる国には、私どもは7つのカテゴリーに属する人たちを提出させていただいております。すなわち、法的な保護または身体的保護のニーズがある人。拷問または暴力のサバイバー。医療のニーズの高い人。危険に瀕する可能性のある女性及び少女。家族の再統合。それから、危険に瀕する可能性のある子どもと若年者。そして、予見可能な将来にわたって第三国定住にかわる恒久的解決策が見込めないという状況にある難民の人ということでございます。

これまでの有識者会議の中で何度か議論に上がってきたことかと思いますが、現在はこの1番と7番に当たる人が日本に提出されている状況でございますが、今後この5年間のパイロットプロジェクトが終わって、正式なプログラムとして、もし発足することが決まるのであれば、是非2番から6番のカテゴリーに属する人たちに関しても御考慮いただけないかということで、今回資料を提出させていただいた次第でございます。

ありがとうございました。

○岩沢座長 ありがとうございました。

UNHCRから第三国定住の受入れ候補者の条件について、今は1と7だけでも、2から6までも検討してほしいという御意見をいただきました。他方、閣議了解では自立可能性がある難民ということで受入れ条件が決められているわけですが、その自立可能性のある難民という基準を維持することでよろしいかどうかを、御意見として伺いたいと思います。

特に自治体の委員の方、自立可能性という基準を維持するということがよろしいかどうか、ほかの委員の方も御意見をいただければと思います

○太田委員 自立可能性というお話なのですけれども、自立可能性自体は、第三国へ定住して、そこで自ら仕事をして、子どもたちを支えていきなり生活していくということを前提にということですから、そんなにハードルの高い話ではないと思います。何らか就労できないとか体を壊したり、そういったときには社会保障のセーフティーネットに該当する場合はあるかもしれませんが、それは一時的なものであって、自立していく意思があって、セーフティーネットに頼らなくなる可能性もあるということであれば、それは自立可能性があるということで解釈してよろしいのではないかと思います。

ただ、基本的にその子どもたちというのがいて、将来、日本社会の中でその子どもたちがどういうふうに育てていただくかという中では、プライドを持って日本社会の中で生活していくためには、親御さんたちも働いて、あなたたちを育てているのだよと見せていただければと思います。これは、自治体としてではなくて、個人的な感想です。

○大森委員 それは、本当にそのとおりだと思うのですが、すみません、ソーシャルワーカーは現実しか見ないものですから。実際に今、見ていて、そうあるのがいいということは分かるのですけれども、目の前の困難に立ち向かわねばならないのは当事者ですから、そこでこういう場合はこういう方法があるよという情報提供も必要ではないかと思います。

○岩沢座長 一言で自立可能性と言いましたけれども、閣議了解には、定住許可条件として、UNHCRが国際的な保護の必要な者と認め、我が国に対してその保護を推薦する者というのが第1番目にあり、第2番目の条件として、日本社会への適応能力がある者であって、生活を営むに足りる職に就くことが見込まれるもの、とあります。この要件のことをさっき一言で自立可能性と言ったのですけれども、そういうことを受入れの条件として維持することでいいのかどうかということを確認いただきたいという趣旨だったのです。

○石井委員 先ほど小尾さんのほうからも発表があったとおり、私たちもずっとこの難民の世界でやってきた者としては、難民が保護されるときに当然優先順位というのがあって、ここにあるようなカテゴリーで、難民キャンプでも何でも、難民という方であれば、その中でちゃんと見て、この人、保護のニーズが高いねと、いろいろな支援をそこにやっていくのは当然です。そうすると、第三国定住受入れもこの保護のカテゴリーで行きましょと国際的には言われている以上、いずれはこれに沿った、前も私、申し上げましたが、多くの国では脆弱度が高い方を受入れようという話もあります。

やはり日本が普通の受入れ国として胸を張って言えるようになるためには、その部分がある程度配慮しないというのは非常に惜しい。せっかくこれだけのプログラムを組んで、これだけ多くの方がかかわっているのに、そこが抜けていることで評価が一段下がってしまうとしたら、非常に残念なことだと思います。今すぐ、これを第5陣からとか第6陣すぐというのは、まだ軌道に乗る前のことですので、あえてそこまで強く主張しませんが、そこを全く抜いていいとは思えないのです。せっかくアジア初で第三国定住を実施していますと言っている中で、ちゃんとした本物の第三国定住受入れなのかということが逆に問われてしまう可能性があるのと、個人的には思っています。

○池上委員 基本的には、皆さんの議論に私も同意する部分は多いですが、石井委員のお考えにも強く同意するところがあります。難民受入れのある種フルセットを将来的には揃えたいという気持ちを、私もこの委員になって勉強する中で持っていますけれども、それには段階というものがあるだろうと思います。結論的に言うと、今の段階では、UNHCRから御提案いただいた7つのうちの2から6をにわかに受入れの対象に含めるとするのは、私たち受入れ社会の側にまだ少し準備不足のところがあるのではないかという印象を持ちます。

将来的にというのは、どのくらい先なのか、私はビジョンがまだありませんけれども、少なくとも第三国定住で入ってきて難民たち、特に第2世代の子どもたちがこの国で自分たちを受入れてもらったことを感謝しつつ、活躍を日本語で日本の社会にアピールできるようになってきた暁には、おのずと難民に対する評価が私たちの社会で変わって行って、ここで言う2から6もオーケーだね、私たちの社会で難民を受入れることは、私たちの社会にとってもプラスになるという世論が緩やかにできてくるのではないかと思います。

整理して言うと、今の受入れ社会に対する働きかけが現時点でまだまだ不十分な段階で、フルセット開放というのには、まだ時期が整っていないのではないか。ですから、現状では自立可能性という枠を1つ置いて、受入れを続けると。その際に、不可抗力的に生活保護の対象になる者については、それはいたし方ないことなのだという理解を私はしています。

○中井委員 皆さんがおっしゃったことの繰り返しになりますけれども、日本に来て、日本で生活して、日本の社会に溶け込んでいってくださる人たちという意味で、閣議了解の定住許可条件（2）の生活を営むに足るところは維持しつつ、私も皆さんがおっしゃったとおり、UNHCRの条件というのは自立可能性よりも上に書いてありますので、これを段階的に実施していけるような提言をしたいなと思います。

それで、何となく世論を形成して行ってという池上委員のもそのとおりだと思うのですが、それよりもむしろもっと積極的に、例えば医療ニーズに対してとか脆弱な女性に対しての、これだけの手当てをしますから、こういう人たちを受入れますということ为国が率先して提示していくことによって、また世論もつくられていくのかなと思いますので、閣議了解の定住時許可条件（1）に書いてあるUNHCRが推薦の対象としているカテゴリーというのを実施していく方向で積極的に考えたいということを提言できればと思います。

○岩沢座長 ありがとうございました。

第6陣からということ言えば、自立可能性の基準は維持するというので、おそらく意見集約できると思うのですが、将来に向けてという部分については、その将来も、委員によって、どのぐらいの将来を考えているのか、どうも違うような感じもしますけれども、この点は必ずしもフィックスされた条件ではなくて、将来については再検討の余地があると思います。ただし、第6陣については、当面、自立可能性というものを維持するというあたりで意見集約してよろしいでしょうか。

○UNHCR（小尾） 1つだけコメントをさせていただきたく存じます。資料の5番、家族再統合というものがございますけれども、これに関してはおそらく最優先順位に入るのではないかと。つまり、若い世代のお子さんとお孫さんが来ていて、お年寄りの方が来られなかったと。だけれども、家族が来て自立もし、社会統合が進んでいく中で、年老いたお母さん、お父さんをキャンプに残すよりは、あるいはマレーシアであれば都市に残すよりは、自分たちで面倒を見たい。そのあたりの条件が整った人に関しては、そういう方も積極的に受け入れていただくということを考えていただけないかなと思うのですけれども、いかがでございましょうか。

○岩沢座長 前に家族呼び寄せという議論をしましたね。そのときは、既に受入れた家族が自立している、そこに統合するという意味で、こちらの家族の自立可能性はもう確保されているので、問題ないという理解だったと思うのです。だから、そこは全然排除していないと我々は思っていますが。

それでよろしいでしょうか。

（了承）

次の議題に移らせていただきます。次は、議題（3）受入れ対象者になります。これまでの議論は、タイとかマレーシアが対象ですけれども、いずれもミャンマー難民を対象としていました。そして、ミャンマー情勢についてはUNHCRから御説明いただいているところですが、ミャンマー難民を第三国定住者の対象者とするということについて、委員から御意見があれば伺いたいと思います。

○大森委員 ミャンマー難民を受入れるということで、いろいろなプログラムが進んできて、それに対応できるような日本側受入れの準備体制ができてきていますので、ミャンマー難民を受入れることを少なくともパイロットぐらいは続けてもいいのではないかと思います。ただ、受入れる場合に、今はタイのキャンプですけれども、それを少し広げて、マレーシアとか、ほかのキャンプの人たちにも対象を広げていっていいのではないかと考えております。

逆に、タイのほうは、もう帰還ということが非常に知れ渡ってきて、第三国に行きたいと思っているのは単身者が多いという情報をちょっと聞いているのです。いろいろな国が動いているということで、当事者たちも非常に難しいのかなという気持ちも持っているということも聞いております。実際に、タイの難民キャンプで仕事をしている人たちに聞いたところ、ほかの国のほうにまだいますよという情報はいただいております。日本に行きたい人たちもいるのですということなので、受入れる国はミャンマーで、その地域を広げるといのはどうなのかと考えます。

○池上委員 今の受入れの対象という議論なのですけれども、以前、私たちはマレーシアの都市型難民のことも話題にしました。それから、先ほどのUNHCR小尾さんからの話に対して、岩沢座長から家族結合、家族統合が出ました。一方で、ちょっと前の会で、限られた予算の中でオペレーションしなければいけないという発想の枠もあることを認識していま

す。ですから、今の議論は、ここまで広げていいよというのを理念上、議論する場なのか、ある程度の予算あるいは日程・人員という枠の中で、どこにターゲットを重点的に置いていくのかという議論なのかをお示しいただけると、議論が噛み合うのかなという気がするのですが、いかがでしょうか。

○岩沢座長 理念の議論をしてもいいと思いますけれども、事実上、難しければ、先ほどの地域を広げるにしても、予算のことは制約条件として入ってくると思います。

○池上委員 それでは、ちょっと現実的な方向性についての私の考えを述べたいと思います。

日本で自立している難民の方々が家族結合したい。おじいちゃん、おばあちゃんを呼びたいという御意向があったときに、それがオペレーションとしてきちんとできるところは私たちが見届けたいなという気持ちを持っています。実際にそのニーズが、今、日本にいる難民の方にあるかどうか、私は分からないのですが、自立している家族については家族結合、いいでしょうと、その範囲も少し議論したことがありますね。

それで実際にメーソットへ行って、選考を経て来日して、家族と出会いましたということは何とか実現していけば、おそらくミャンマー難民の皆さんの日本のプログラムに対する捉え方は変わってくるのかなという気は1つしています。そこがプライオリティーとしては高いのではないかというのが私の考えです。その上で、マレーシア都市型難民というのはステップなのかなと考えています。

○石井委員 私、繰り返し申し上げているところなのですが、2015年、次のミャンマーの総選挙に、前回の選挙では事実上選挙が行われなかった地域がすごくたくさんあって、この中には、カレン州やカチン州が含まれていたと理解しているので、その様子を皆さん、待っているわけです。ですから、たった今第三国定住を考えない方も多いと私は理解していますし、それはマレーシアにいる方も、日本にいる少数民族の方も同じ気持ちであると、私はインタビューして聞いています。

ですので、今、少数民族に関しては、帰還の動きというのは日本の中でも見受けられず、一部民主活動をされていたビルマ民族の方々、その他、家族の事情等で帰る方はもちろんいらっしゃいますけれども、多くの流れとしては、特に少数民族のほうはほとんど動きがないのですね。逆に言うと、2015年選挙の後には、キャンプにいらっしゃる方々もひょっとしたら帰ろうということが起きることは十分にあり得ますので、今からキャンプからの受入れがすごく減ってくる。ただでさえ人数自体が減ってくることもありえます。家族統合はまた別問題で、これはどこの国に行っていようが、当然優先して考えるべきことだと思いますが、いわゆる難民の受入れということを考えたときには、オルタナティブを今は考えるときであるとも思います。

また、先ほどの脆弱さというか、保護のニーズ基準と同じようなことで言うと、UNHCRさんは毎年のようにグローバルな第三国定住ニーズを発表されていて、そこの中の上位10ぐらいにはここ数年ミャンマーが入ってきていないですね。国際貢献である第三国定住も、

世界の保護のニーズが高い難民、優先度・緊急度が高い方々の保護ができるように日本がなれば、私はすばらしいと思います。先ほどと同じで、それを第6陣からやりましょうと、本当は言いたいのですが、そこは良識の範囲内で考えると、そこまで一気にステップアップしても、確かにいろいろなところでは通らないのかなと考えると、今はまずきちんとやるべきことはやると。

ただし、タイのキャンプに限ってしまうと、その先がないということも考慮に入れながら、戦略というか、方策を考えていくべきときにあるのではないか。2015年の選挙がまだ全然見えないと、私は個人的に思います。あと、選挙がうまくいっても、ロヒンギャ民族のように、どちらにしてもその時点で難しいだろうと、ミャンマー政府から見れば自分たちの国民ではないと言っている人たちの問題は、依然残ると思います。

○大森委員 実際にタイの難民キャンプにいる人の話では、帰還という方向に波としては動き始めております。もちろん、今おっしゃったように、属しているところによっては非常に帰るのが難しい人たちもいて、そういう人たちは逆にほかの国に流れようとしている動きもあるということだったのですね。今、若い世代は帰るということに葛藤を持っている人たちもかなりいます。

だけれども、帰還からさらに第三国定住に難民として移っていくという方向に変えるのは、かなり難しいのではないかとということで、第三国定住を本当に望んでいる若い人たちがいることも事実だけれども、流れとしては帰還、タイ政府もそういうふう動いているということでもあります。それが嫌な人たちが、タイからほかの国に流れているというのが現状だと聞いております。そういう意味では、タイに限らないで、マレーシアのほうも日本としては受入れ先を広げていくべきかなと感じました。

○岩沢座長 タイに限らず、マレーシアも検討してほしいというのは前に確認したところでした。残る問題は、第5陣からそれをやるのかという問題はありますが、それは後で外務省から御報告いただきますけれども、とりあえずは今、御議論いただきたいのは、対象者はミャンマー難民ということでよろしいかどうかということです。

○中井委員 ちょっと制度に縛られた、しゃくし定規な考え方ですけれども、パイロットケースをやった後で、これもミャンマーの人たちを対象にやってきて、次、本格実施に移していくときに、今までの経験がさらに実際どれくらい生かされて、どういうふうに柔軟にやっていけるかということに持っていくという筋なのだろうと思いますので、対象者をここから変えることになると、改めてパイロットケースを一から立ち上げるという話になり得るのではないかと思います。

ですので、基本、タイのキャンプに逃れたミャンマーの人たちというパイロットで始め、それを軸にしながら、地域はマレーシアに広げていく。さらには、今後柔軟に国際情勢に対応していくというのが、パイロットをやった意味ではないかと思います。

○岩沢座長 ありがとうございます。

石井委員、国内のミャンマー人の犯罪傾向とか、もし情報をお持ちでしたら、そこも共

有させていただきたいのですけれどもね。

○石井委員 ありがとうございます。

逆に、誰かが罪を犯しても、それが私たちのところに報告が来るわけではないので、それはむしろ、ひょっとしたら警察のほうにある国籍別の犯罪者リストの中でミャンマーの方がいたとして、すごく単純計算して、例えば新宿区であれば難民とその関係者というミャンマー人人口の中の3分の1から4分の1ぐらい、そんなにいないかもしれないですね。

○太田委員 ミャンマー人人口の中で難民に関係する人。大体半分ぐらいではないでしょうか。

○石井委員 そういう中から抽出してみれば、多少傾向は見られると思います。ただ、何度も申し上げているとおり、今までも難民申請者、自力で来られた方の中に、制度をいろいろ悪用している方もいるというお話がありながらも、うちに支援を求める方はそうした方が本当に少ない。うちの情報ですと、信用できないなこの人という方にあまり当たらない。もちろん難民性は高い方から低い方までさまざまですけれども、それを考えると、特に私のほうから報告すべきことは、ミャンマーの方に限ってはないのです。

ただ、職場での評判は、ほかの国籍の難民の方と比べれば確かに人数も多いということもありますが、今まで学校で突然、子どもと親が収容されたときに、嘆願書をみんなで集めて出したり、職場の方が不法滞在になってしまっているのを、養子縁組して雇用を確保する、そこまでされたケースはみんなミャンマーなのです。そういう意味で、全部が全部じゃないですし、もちろん民族ごとの差よりは明らかに個人差のほうが大きいものですから、ミャンマー人は大丈夫と言う気は、私はあまりないのです。

ただ、いいお話は、ミャンマー人というのは非常に勤勉な方も多いですし、今回、私がたまたま知り合っている家族も本当にそうですが、雇用主からの受けがいい方が非常に多いのです。それだけは言えると思います。犯罪ということになると、全く分かりません。

○岩沢座長 そうしたら、この対象者も、委員の皆さんの御意見をお聞きしたところでは、第6陣以降はミャンマー難民ということよろしいでしょうか。

○石井委員 私はさっき申し上げたとおり、段階的にきちんと軌道に乗って、いい例がたくさん出てきたときには、当然広げることを検討するのが、ある意味経済大国日本の役割という感じです。

○太田委員 あまり国際的な知識がないので疎いのですけれども、石井委員が言っている難民というのはどこを想定しているのでしょうか。閣議了解の大前提としては、アジア地域の諸課題を解決するためと言っていますけれども、石井委員が言っているのはもっとグローバルに、ということでしょうか。

○石井委員 グローバルにだと思えます。

○太田委員 地球規模でということ。

○岩沢座長 シリアとか。

○太田委員 アフリカのほうとか、そういう話ですか。

○石井委員 経済のほうでは、先日までTICADという会議が開催され、これからアフリカが重要だというお話で、日本の貢献はアフリカにもということも20年も前からやっているわけですから、難民だけは例外的にとというのは、考えたくないです。全体の人数が少ないときに、一人一人、各大陸からなんて、そんなことは私も全然思っていないですけども、ゆくゆくはこの制度が発展して行って、せめて同じ島国でいけばイギリス程度までというイメージは何となく持っています。そんな範囲だと思っていただければ。

○岩沢座長 それと、ミャンマーの情勢がどうなるかというのが分からないので、つまり、現状においては、ということでしか我々は意見を出せません。現状においては、とりあえず第6陣以降はミャンマー難民を対象とする。

(了承)

それでは次に、ミャンマー難民の中でもマレーシアにいる難民について検討してほしいということを前に確認させていただきましたけれども、そのときに第5陣から実施するという可能性はあるのではないかと御指摘もあって、ただ予算等のいろいろな条件が整っているかということなのですが、その後、その検討の結果はどうなりましたでしょうか。

○外務省 私のほうから若干御報告させていただきますが、外務省が出国前の研修や、タイから日本への渡航手続き、健康診断の予算をとって、今で言えばIOMさんに拠出しているということもあるものですから、仮に第5陣からマレーシアで行うのであれば、そういった予算面の手当ても含めて、現実的にそういうことができるのかどうかということを外務省において検討して欲しいということですから、IOMさんといろいろ御相談しながら内々の検討を進めました。

それで、結論から申し上げますと、マレーシアで今、タイでやっているのと同じこと、すなわち三、四週間の出国前研修、これは日本語研修と文化研修と両方含みますけれども、これをやり、選考の過程で健康診断もやり、実際難民をタイから日本へ連れてくる。その一切の諸経費を試算してみると、タイに比べて8割増とか倍ぐらいかかるのではないかと。これは、IOMさんが今現在、マレーシアで、日本がタイで行っているのと同じことをどこかの国が行っているということはないようですので、正確な数字はなかなか示せないところで、若干つかみの数字になるのかもしれませんが、大まかに言うと8割増から2倍近くかかる可能性があるということです。

そうなりますと、タイとマレーシア両方で行おうとすれば、今の3倍の予算が必要になる。仮にタイはもうやらないということであっても、2倍の予算がかかるということで、今、幾つか申し上げたような、もちろん渡航費を削るわけにはいきませんが、それ以外のところで何か削る余地があるか、その場合、どのくらい経費が浮くかという試算をしてみたのですが、それでも今よりも相当多額の予算が必要になるということで、これを今、始まりつつある来年度の予算要求のプロセスの中で要求して確保することを、我々として相当程度自信を持って言えるかということ、なかなか厳しい状況がある。

ということで、残念ながら第5陣から予算を含めてしっかり手当てをして、マレーシア

を何らかの形で対象にするというのは、実際には難しいのではないかという結論に至りました。マレーシア自体を追加する必要性というのは、この間、関係省庁でマレーシアへ出張に行って、また先ほど石井委員もおっしゃったように、今後何人がタイから来日するかということもありますけれども、第1陣、第2陣、第3陣ということで見ると、やや減少傾向にある状況の中で選択肢を増やすという観点から、いろいろと検証する必要もあると思います。

今、御議論のあった、では、ほかの可能性はあるのかといったときに、直ちにアフリカとかアフガン難民を対象とするという結論にも多分ならないでしょうから、同じミャンマー難民の中でマレーシアというものについて真剣に検討する価値はあるのではないか。これが外務省としての基本的な考え方ではありますが、第5陣からということになると、その予算面でのハードルがなかなか厳しいなというのが現実のところでございます。

第6陣については、2回ぐらい前のこの会議で考えていくというお話もありましたので、第6陣ということになりますと、このパイロットの後のタイミングになりますから、そういった中でどういう整理ができるのかということ、この場でもまた御議論いただきたいと思っておりますし、政府内でも議論していくことになると思っております。

以上でございます。

○岩沢座長 ありがとうございます。

今の外務省の説明に対して、御質問あるいは御意見ございますか。

○大森委員 外務省としますと、このパイロットケースを成功させたいと思っていられるのでしょうか。

○外務省 もちろんです。

○大森委員 安心しました。

○岩沢座長 ほかにいかがでしょうか。

○池上委員 事実確認を幾つかさせていただきたいと思っております。

マレーシアでミャンマー難民の、向こうからすると送り出しのスキームをつくるときに、それはクアラルンプールを想定しておっしゃっているのか、それ以外の地方都市も幾つか想定しておっしゃっているのかというのが1点目。

それから、このミャンマー難民の話については、カレン族という人たち、特にカレン語での対応、いわば特殊な言語の対応というのが一つのポイントになっていましたが、カレン語の対応、ビルマ語の対応、両方を視野に入れての積算であるのかということ。これが2つ目です。

それから、タイと両方だと今の3倍になるというのは、タイ国内でもキャンプ地を広げたいし、さらにマレーシアも加えると3倍だという理解でよろしいのか、この3点、教えていただければと思います。

○外務省 最初のクアラルンプールか、マレーシアのそれ以外もあるかということについては、もう少し調べないといけないと思っておりますけれども、我々がこの間、出張に行ってきた

たのは、もちろんクアラルンプールだけでして、クアラルンプールでも相当数の潜在的対象者はいるのではないかと思います。ただ、それはほかの都市にいないかという点、若干はいるのだと思いますけれども、比較的多くの対象者はクアラルンプールの周辺にということに理解いたしました。

2つ目の言語については、我々、この間、出張に行ったときに、カチン、カレン、ロヒンギャ、チンと4民族に会ってきました。UNHCRの通訳の方が同行して通訳してくれましたが、何語で話しているか聞いたところ、ビルマ語で話していると言うのです。ということは、4民族とも同じ通訳人はついてきていましたから、多分全部ビルマ語で通訳をしたのだと思うのですが、そういう意味においては、これはそれぞれの民族の少数民族言語で会話をしたということになしに、一種の共通語としてのビルマ語で通訳人を介してコミュニケーションを図っていたという事実があります。

ですから、研修等々する上でそんなに不都合はないのかなと思いますけれども、これも今後、もし仮にマレーシアということになってくれば考える必要があると思います。

それから、最後の予算3倍という点については、タイの5キャンプの難民を対象に行っている健康診断、出国前研修、渡航手続きということと、マレーシアはキャンプがありませんので、クアラルンプールだけにするか、ほかも含めるかということはあるかもしれませんが、マレーシアのクアラルンプール周辺の難民を対象に選考すると仮定し、タイと同様の研修等々のプログラムを実施した場合に、タイとマレーシアの両方とも仮にやるとすれば3倍かかってしまうという試算でございます。

○岩沢座長 よろしいでしょうか。第5陣からは難しいということですが。我々の確認は第6陣以降ということで、それについてはマレーシアも対象として検討してほしいということは、ここで御確認させていただきましたので、それは引き続き、この会議の意見としては、生きていくというか、維持させていただくわけですが、第5陣からは難しいという御説明でした。

次に、議題（4）に入っていきたいと思います。受入れ人数ということですが、これまでの受入れ人数を見ますと、第1陣は5家族27名、第2陣が4家族18名、第3陣はゼロということになります。現在は30名という枠です。先ほどからの議論で御確認いただいておりますが、ミャンマー難民を対象とすると。それで、今後、タイだけではなく、マレーシアも対象とするということになった場合に、これも将来の枠組みがはっきり決まっていないところですので、受入れ人数をここで何人と決めようとしているわけではなくて、いろいろな場合によって事情もちょっと違ってくるとは思いますけれども、現実的な数として何人ぐらいが適当であると委員の皆さんはお考えなのか、というあたりの御意見を伺えればと思います。

第三国定住の今後の事業のあり方にもかかわりますので、結論を出すということではなくて、各委員がどのあたりの人数が適当であると考えていらっしゃるのか御意見を伺いたしたいと思います。いかがでしょうか。

○大森委員 質問なのですけれども、その場合は家族という、今までどおりの条件という前提でございますか。単身者は入れなくて、家族。

○岩沢座長 そうですね。その部分は前提として御議論いただければと思います。

○石井委員 もちろんおっしゃるとおり、いろいろな条件によって変わってきますし、私個人としては、ドラスチックな政策変更で日本の国力に見合った人数にしようという世論、ないしは政策決定者の間での議論が盛り上がることは期待していますが、現状からの現実的な数と言われるのであれば、仮に第6陣から、受入れ対象地が2カ所になるというイメージで考えると、さっき申し上げたとおり、このままタイのキャンプだけだと対象者は30人に満たないことはあり得ることです。私としては、プラス20人となると、それが理想的に4家族5人ずつで、2カ所に分かれるだけでも離れ離れという感じまで考えると、マレーシアでそれぐらいの人数は十分に集まると思います。

特に単身者も入れれば、確実にかなりの対象者が出てくると思いますし、タイのほうも家族統合の分もある程度考えた上でということであれば、何とか今の30人よりは少し上乘せして、50人という、イメージとしてはそんなものが思い浮かびます。本当は理想的には、さっきから申し上げているとおり、どんどん今後増やしていくことを前提としたお話だと思っています。30人という人数に関して、受入れの方法にもよりますけれども、1人当たりのコストが非常に高くなることは間違いなくて、今後増やしていくことを考えても、同じお金がかかるのは、1人当たりになると安くなるわけです。タイであれ、そんなに大きくお金が変わるか。航空券はいや応なしで上がるのでしょうかけれども、これが増えた状態で1人当たりのコストが下がるのか。それが分かるころには、私はこの委員ではないのでしょうかけれども、そこをきちんと検証する意味でも人数を増やして、効率をもう少し高めていく。

これが日本にとって本当に初めてのことかと言われれば、インドシナ難民でかなり受け入れているところでもあると思います。日本にそんなに余力がない、経済状況が幾らかつてより悪いとはいっても、そこまでどうにもならないということではないような気がしています。

○大森委員 あと、年齢構成によってもかなり違うような気がするのです。非常に嫌な表現なのですが、働き手、成人が多くて未成年が少ない数にするのか、バランスが逆なのかによっても、プログラムとしては全く違ってくるような気がしますので、その辺もある程度考えていかないといけないのではないかと思います。その辺はどういうふうに考えますか。自立というのは、夫婦で子ども5人と、夫婦に子どもが1人というのは、働いた収入によっては生活状況というのは違って来るわけですが、その辺はどういうふうに考えられるか。そこは、大人何人、子ども何人と考えていくのか、家族数でいくのか、その辺はどういうふうに考えたらよろしいのでしょうか。本当に具体的なのですけれどもね。

○IOM(橋本) 今の石井委員からの御発言にちょっと。石井委員が1人当たりのコストの

お話しをしてくださったので、実は2009年の段階で私どもが最初に日本政府に予算を提案させていただいたときに、他国の第三国定住プログラムと比べて、うちのタイ事務所が非常に気にしたのが、まさに1人当たりのコストでした。こんなに高くてもいいのか。でも、それはかかるものを実際に積み上げていくと、そうになってしまう。しかも30人というのが決まっていたので、IOMとしてはどうしようもないというところではあります。当然、固定費は一定程度ありますので、人数が多くなればなるほど、1人当たりのコストは下がっていく傾向はあります。

それから、家族なのですが、私どもの医療チームが気にしていることとしては、現状では日本は家族単位での受入れが前提となっていますが、そうすると、例えば8人家族で7人が非常に健康であったとしても、お一人、いわゆる健康要件に引っかかる方がいらっしゃると、全員受け入れ不可ということになってしまいます。従って、家族単位での受け入れという要件があり、さらに全体のパイが小さいと、難民一人一人の健康状態にこのプログラム全体の成否が大きく左右されることになり、リスクが高くなるというのが、実際に実施している者としては、非常に気になる点ではあります。ですので、現在のところ単身者の受け入れはだめということですが、プログラム全体のリスクとの関連をどう考えるのかというところは、検討に値するかなと思います。

○RHQ（神山） 1つよろしいですか。第1陣、第2陣の受入れを実施してきたRHQの経験からお話しします。今、30名程度、かつ家族単位といった枠組みで受入れていこうとしているわけですが、仮に30名程度を大幅に超える規模で受入れていく場合、今まで通所式施設の周りに毎年度、研修期間が半年間ですから、半年間だけ貸してくれる民間のアパートを借り上げているのですが、こういった方式では30名を大幅に超える場合に宿泊施設の確保が困難になって安定しません。受入れ人数を増やそうとする場合には、専用の宿泊施設を設置するなどの対策と抱き合わせないと、一概に30名を超えればいいのだということでは実施面に困難が生じると申し上げたいと思います。

○大森委員 家族数とは関係ないと思います。例えば8人も10人も入れるところを借り上げていらっしゃるのか、それとも4人でちょうどいいぐらいの部屋。その人数によって借り上げる家族をばらばらにしないで一緒に住めるような。

○RHQ（神山） 家族の規模によって、より広いところが必要な場合もありますし、より小さいところでもいい場合もあります。そこはまちまちです。

○大森委員 研修期間による。

○RHQ（神山） ですが、半年という縛りがあります。半年間だけ貸す、借りるというのは、現実問題として難しいです。普通、我々がアパートを借りる場合に、2年間借りてください、2年後にまた更新料を払って更新するというのが現行だと思います。これまでは何とか回ってきていますけれども、家族数が増えると、そういう苦勞も当然増えるということになってきます。

○外務省 今の本部長の発言の関係で、30名の施設を半年借りている中で、仮に50人か60

人ということになった場合に、もう一つ別の30名の施設を借りることはできないというか、難しいという前提での御発言ですか。

○RHQ（神山）　そうです。それだけの数を家族単位で確保することが困難ではないかということですか。

○外務省　家族単位といっても、もちろん家族で別々に分かれるというのではないと思えますけれども、うまいことそれぞれA棟とB棟、若干離れているかもしれませんが、2つ借り上げることができれば、それは必ずしも障害ではないような気がするのです。

○RHQ（神山）　半年間ということから来る制約があります。

○岩沢座長　そういう難しい問題があるということですね。

○中井委員　出国前も出国後もそういう実務上のすごく大変な問題があるということをお伺いの上で申し上げにくいのですけれども、受入れ対象者をミャンマー人としたまま対象地域を広げるならば、現地で人集めとか広報の実務上のことも考えると、前の対象地域でこのキャンプにいらっしゃった方的人数に対して30としたのであれば、少なくとも広げた対象地域、マレーシアで対象となる方がどれぐらいいらっしゃって、それに見合った形での人数は、別の枠でプラスアルファしていくというのが、増やしていく上では一番分かりやすいやり方なのではないかと思えます。

実務上の問題を伺った後で申し上げにくいのですけれどもね。

○関根委員　今日の議題の（1）であった、定住地域の選定という立場で述べてしまうのですけれども、理想論としては十分分かっている中で、受入れ自治体の状況を踏まえた中で、是非とも御検討していただけないかというところが1つございます。

また、コスト計算というところでは、受けた段階の外務省さんのコストというのもありましようが、その後のコストというものも見えない部分で多様にあるということをお改め御認識いただければということで、よろしくお願ひします。

○石井委員　大前提が、今のそれこそ新宿区というところで考えてしまえば、その制約条件も分からなくはないですけれども、何度も強調して本当に恐縮なのですが、住宅事情は公営住宅を何とか使えるところはないのだろうかとか、工夫次第では、どこもかも満杯ということもないと思っていますので、そこを国と自治体とかで協働した戦略の中で手を挙げていただいたところに、最初の集合期間はある程度必要なのは私も分かりますけれども、それはある意味合宿所みたいなところでもできなくはないです。半年となると、世間からあまりに隔絶される時期が長いと思えますけれども、そこを極力短くして、受入れ対象地に早く移る。

つまり、就学とか就職を引っ越してすぐやるという今の慌ただしさよりも、少し準備期間を置けるような方法に変えて、早くから実際に住むところに行って、そのアパートに住むということであれば、それほど問題はないと思えますので、少しでも早く自治体、受け入れる側が準備できることも含めて、そういった方向で変えていくことを考えたほうが合理的ではないかと思えます。ですので、自治体というか、地域が手を挙げる場所が増

えるような方策にさえ持っていけば、制約条件としてはそれほどのものではないかなと。

ただ、もちろん人を預かるわけですから、一人一人にかかるコストはどうしても必要なわけで、その分、政策的に人数を増やす方針がなければ無理なことは十分承知していますけれども、可能なのであれば、そっちの方向に向かえば大きな制約条件にはならないのかなと思います。

○池上委員 私も今の中井委員、石井委員の考え方に近いです。今の受入れ体制のままていくと、どこかがボトルネックになれば、それ以上突破しようがないのですけれども、発想を逆転させて、そのボトルネックそのものを解消していくような枠組みにしていけることが大事なのではないかなと思っています。

私自身は、今回、タイ領内で対象地を広げるに伴って、受入れ人数が30人のままというのは何だろうなという印象を、キャンプの人たちはきっと持つに違いないと思っているので、その点では、中井委員がおっしゃったように対象地を広げるのであれば、受入れの枠も何らか広げる必要があるのではないかと考えます。それが10人増加が適切なのか、20人増加が適切なのか、倍増なのかについては、にわかには根拠を示して判断することはできませんけれども、今、30人の枠を20人増やして50人にするというのが、受けとめられ方という意味ではすごく分かりやすいのかなという気が私はしています。

送り出しのメーソットのIOMの施設がどのぐらいの人数まで対応できるかということもあるのかもしれないし、今の枠組みでやるとすれば、東京都内での住居の確保というのは非常に重要なボトルネックになってくる。ただ、石井委員がおっしゃったように、初期段階の研修そのものを現地でやっ飛ばせばいいじゃないかという、コペルニクスの転回と言ってしまうのが大げさですけども、やっ飛ばせるのだったら、それで間口をうんと広げていくほうが、今後の展開を考える上では大事なのではないかな。つまり、いちいち東京でやらなくても第三国定住受入れはできるじゃないかというところまで示していければ、この制度がもっと広がっていくのではないかなと考えています。

○岩沢座長 ありがとうございます。今、10人増やすか、20人増やすか、倍増するかという話が出ましたので、具体的には40、50、60という数字が出ているということだと理解しました。

○IOM（橋本） 今回の池上委員から御発言についてですが、メーソットのIOMの施設の収容については、非常に広大な施設ですので、多いときには1日何百人という感じで、言い方が悪いですが「さばく」ことができるキャパシティにはなっています。

○池上委員 その施設の広さというのは、私も直接見てきたので分かりますが、ある限定された時期に、今、日本向けの人が30人研修しているところが仮に60人になったときに、人員配置的に対応できるのかなというのが、もしかするとボトルネックになるかもしれないということで申し上げたものです。あの広大な敷地がボトルネックになるとは思っていません。

○IOM（橋本） 分かりました。失礼しました。全く問題ありません。

○太田委員 RHQさんが定住する施設を確保することの困難さというのは、よく分かります。第3陣はゼロだったのですけれども、それ以降にRHQさんのある施設は副都心線の沿線ですから、横浜まで延伸して人気が高まっているところですので、そこで住宅を確保するというのはすごく難しい話だと思います。その上で石井委員の話に乗ると、都心でのプログラムというのは一定期間、施設の中でやって、早期に地方へ。

あと、人数の話になるのですけれども、例えば子どもさん、小学校のお子さんが5人6人いるときに、地方の都市で受入れますよといったときに、その通う学校の受入れ体制をつくらないとまずいと思います。ですから、保育所でもそうですし、人数のキャパを広げるのであれば、自治体への通知というのはかなり早目にしないと、受け入れる側では回っていかないということだと思います。

○関根委員 三郷市も同様の状況で、受入れには大変厳しい状況だということは御理解いただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○大森委員 三郷市の方にお聞きしたいのですけれども、それは難民の人だから難しいということですか。普通の外国人の方も結構多いと思うのですけれども、変な表現。一般の自ら来た外国人、大学の先生で来たとか、そういう子どもたちがどんともし入ってきたとしても、ちょっと拒絶感情は出てくるものなのではないでしょうか。

○関根委員 大量に入ってきているという状況は、過去にはなかったと理解しています。言葉にしても何にしても、それぞれの中で外国人の方の転入と難民の方々の転入というのは、あくまでも受入れの状況としては支援体制が全く違うものだとも認識していますので、そういう中においての地域に居住されることの困難性をいま一度認識いただければありがたいのです。

○大森委員 RHQさんにお聞きしたい。インドシナ難民のときは、同じ地域にどんと住まわれたのですけれども、そのときは受入れとかをどういうふうにしたのでしょうか。

○RHQ(鈴木) 今の御質問は、研修期間中に住まわせた場所についてでしょうか。

○大森委員 いえ、インドシナ難民の人が研修を終わった後で就職して住まわれたときは、大田区とか、割と同じような地域にどんと住まわれた印象があるのです。そういうときに、学校がそういう子どもたちを受入れるときに困難を訴えられて、もしあれば、それにどう対応して処理されたのか。あるいは、同じところに行かないように当時配慮されたのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいです。

○RHQ(鈴木) 最後におっしゃられた、同じところに行かないような配慮をしたかどうかということ言えば、そういう配慮はしておりません。というのは、インドシナ難民のときには就職地優先、就職があった先を定住地とするということでした。しかも、当時、インドシナ難民の定住促進センターというのは兵庫県姫路市と神奈川県大和市、それから国際救援センターが東京都品川区にあり、定住地はこの3カ所に割に近い場所なのです。

特に大和定住促進センターの退所者は、ほとんどが神奈川県内に就職したということですし。また、姫路定住促進センターの場合は、兵庫県もしくは大阪府近辺に就職したという

形です。散らばっていったのではなく、むしろ入りやすい公営住宅に入っていかれたので、団地の外国人の割合が極端に上がっていったり、そのうちのほとんどがインドシナ難民によるものという現象が、神奈川県内では各地の県営住宅で起こりました。40年近くたっています、インドシナ難民約1万1,000人が定住したうちの3割を超える約3,500人が現在も神奈川県に住んでいる状況です。当時はあえて分散させるということはせずに、就職地優先で定住先を決め、公共住宅に入居する形で多くが定住していったということです。

○大森委員 雇用促進住宅とかを使われていたと思いますが。

○RHQ(鈴木) そうです。当時は、雇用促進住宅とか県営住宅、市営住宅でした。

○大森委員 この第三国定住の場合は、それはあまり参考にはならないのでしょうか。

○RHQ(鈴木) 特に第2陣に関しては、幾つかの仕事を探すのと並行的に民間住宅も探したのですが、民間住宅は家賃が高いことと、それから保証人の問題がなかなか解決できず、保証会社の利用も考えたのですけれども、そういうものがボトルネックになりまして、最終的には比較的家賃の安い三郷市のUR住宅に落ち着いたということです。結果的には、インドシナ難民のときに、公営住宅に入ったことを参考にしたということになるかと思えます。

○関根委員 今の関連で伺いたかったのが、学校、保育所の市に対しての支援という部分でどういった策があったのか、せつかくですからお伺いしたいのですが。

○RHQ(鈴木) 私の知っている限りでは、加配の制度が当時どのような形で行われていたかは、承知していませんのでけれども、定住促進センターから難民の方たちが就職地に定住していく形で出ていったときに、今回の第三国定住難民のように、例えば市町村に説明に行って、このような人たちがここに入っていくので、学校の支援、保育所の支援をよろしく願いますという説明も、協力要請も多分していなかったと思えます。

それは、当時、定住施設にはインドシナ難民がかなりの数、入ってきまして、今の第三国のように年に1回とか、条約難民のように年2回と限られた形ではなく、五月雨式に入所して、五月雨式にプログラムを終えて出ていく中で、市役所に行って協力要請するとか、学校・保育所に手続を踏んで特別なお願いをするということではなく、RHQの相談員が個別について行って説明し、手続をとるといった形の支援をしていました。従って、組織として特別な配慮を市町村に要請することはしていなかったと認識しています。

○岩沢座長 ありがとうございます。本日はこれまでとさせていただきますと思います。

次回は、今日取り上げられなかった広報活動について協議しますし、これまでの議論の積み残し、宿題で残っていることについても協議させていただきたいと思えます。

それでは、次回の開催予定を事務局からお願いします。

○中村参事官 来週火曜日の午後4時から、こちらの会議室で開催されますのでよろしくお願いたします。

○岩沢座長 では、これで終わります。ありがとうございます。